

公費解体制度の概要

家屋等の“解体・撤去”は、本来所有者の責任において行われるものですが、下記の要件を超えるような大規模な災害に被災し、「**全壊**」と判定された損壊家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、**所有者の申請に基づき、市が**所有者に代わって解体、撤去、処分をする制度です。

【※自然災害の要件】

- ①降雨:最大 24 時間雨量が 80 mm以上 ②暴風・高潮:最大風速(10 分間の平均風速)15m/sec 以上
- ③地震:異常な天然現象によるもの(震度基準なし)④積雪:過去 10 年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上
- ⑤その他:異常な天然現象によるもの

※災害に備えて、「公費解体制度」の骨格部分を整理したもので、被災時において災害の種別、規模等に応じて詳細等は別に定めます。

対 象

- (1)り災証明書または被災証明書で「**全壊**」と判定された**損壊家屋 等**
 - ◎住宅、賃貸マンション・アパート、分譲マンション、事務所、店舗、工場 等
- (2)申請者は被災時点から申請日までの間、被災家屋等を所有していた者
 - ◎個人、中小企業者等

注 意 点

- (1)損壊家屋等の**全部解体**が**対象**です。
- (2)損壊家屋の**一部解体**や、解体に支障とならない工作物(小屋、車庫、塀、立木等)の撤去は**原則対象外**です。
- (3)基礎も解体の対象となりますが、杭や地下階等は対象外です。また、地盤や隣地、道路等に影響が生じる恐れがある基礎等の解体は行いません。
- (4)解体後の整地は行いません。

費用負担

- 対象の損壊家屋等については、市が全額公費にて解体工事を行います。